

令和 7 年 介護サービス事業者一般監査提出資料 自主点検表 (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
連絡先	電話番号	FAX番号	eメール
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者	職名		氏名
記入年月日	令和	年	月 日

川越市福祉部指導監査課
 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
 (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目に✓をするか、○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) 介護予防福祉用具貸与の指定を受けている事業所は、第2も点検してください。

3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）

平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第35号）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚労告第95号）
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚労告第96号）
平30厚労告80	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準（平成30年3月22日厚生労働省告示第80号）
平27老振発第0327第3号	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成27年3月27日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第1-1 一般原則（福祉用具貸与）			
<p>1 一般原則</p> <p>(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>(2) 指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p>(4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。</p>	<p>平25規則34第3条第1項</p> <p>平25規則34第3条第2項</p> <p>平25規則34第3条第3項</p> <p>平25規則34第3条第4項 平11老企25第3・1・3(1)</p>
第1-2 基本方針（福祉用具貸与）			
<p>1 基本方針</p> <p>(1) 福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日 厚生労働省告示第93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号)において定められた種目となります。</p> <p>(1) 車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。</p> <p>(2) 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。</p> <p>(3) 特殊寝台 サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 ① 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ② 床板の高さが無段階に調整できる機能</p> <p>(4) 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。</p> <p>(5) 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ② 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</p> <p>(6) 体位変換器 空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。</p> <p>(7) 手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p>	<p>平25規則34第209条</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		<p>(8) スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p> <p>(9) 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>② 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p> <p>(10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>(11) 認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。</p> <p>(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）</p> <p>(13) 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）</p> <p>○ 複合的機能を有する福祉用具について 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱ってください。</p> <p>(1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断してください。</p> <p>(2) 区分できない場合であつて、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断してください。</p> <p>(3) 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合には、法に基づく保険給付の対象外として取り扱ってください。</p> <p>○ 当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。</p>	
第1-3 人員に関する基準（福祉用具貸与）			
1 基本的事項(用語の定義)		<p>○ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であつて、ある従業者が福祉用具貸与と訪問介護を兼ね</p>	平11老企25第2・2(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>2 基本的事項（労働時間の管理）</p> <p>(1) 従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。</p> <p>① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録</p> <p>② タイムカード、ICカード、</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>る従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p> <p>○ 「常勤」（用語の定義）</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、1の事業者によって行われる短期入所生活介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、短期入所生活介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に関する制度に準ずる措置又は育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業員の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p> <p>○ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります。</p> <p>○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>平11老企25第2・2(3)</p> <p>平11老企25第2・2(4)</p> <p>労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）</p> <p>労働基準法第109条</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録</p> <p>3 従業者 (1) 事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上配置されていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 <p>○ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものです。</p>	<p>平24条例46第90条第1項 施行令第4条第1項</p> <p>平11老企25第3・11・1(1)③</p>
<p>4 管理者 (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定福祉用具貸与事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 (この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合 (訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定福祉用具貸与事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。) 	<p>平24条例46第91条</p> <p>平11老企25第3・11・1(2) (準用1・1(3))</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第1-4 設備に関する基準（福祉用具貸与）			
<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、右のとおりとなっていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。</p> <p>○ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。</p> <p>○ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができません。</p> <p>① 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>○ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。</p>	<p>平25規則34第210条第1項 平11老企25第3・11・2</p> <p>平25規則34第210条第2項</p> <p>平11老企25第3・11・2(3)</p>
第1-5 運営に関する基準（福祉用具貸与）			
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>① 運営規程の概要 ② 福祉用具専門相談員の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等</p> <p>○ 同意については、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p> <p>○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>平24条例46第92条（準用第6条） 準用（平11老企25第3・1・3(2)）</p> <p>平24条例46第92条（準用第7条） 準用（平11老企25第3・1・3(3)）</p> <p>平25規則34第221条（準用第7条）</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p>(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条 (準用第8条第1項)</p> <p>平25規則34第221条 (準用第8条第2項)</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条 (準用第9条第1項)</p> <p>平25規則34第221条 (準用第9条第2項)</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条 (準用第10条)</p>
<p>7 居宅介護支援事業者との連携</p> <p>(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p>(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条 (準用第11条第1項)</p> <p>平25規則34第221条 (準用第11条第2項)</p>
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>(1) サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条 (準用第12条)</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第13条)
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>(1) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>○ 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	平25規則34第221条 (準用第14条) 準用(平11老企25第3・1・3(8))
<p>11 身分を証する書類の携行</p> <p>(1) 従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 証書には、当該福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該相談員の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	平25規則34第221条 (準用第15条) 準用(平11老企25第3・1・3(9))
<p>12 サービスの提供の記録</p> <p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者によって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>① 福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日 ② 種目及び品名 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項</p>	平25規則34第221条 (準用第16条第1項) 準用(平11老企25第3・1・3(10))
<p>(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は完結の日から2年間保存しなければなりません。</p>	平25規則34第221条 (準用第16条第2項) 準用(平11老企25第3・1・3(10))②
<p>13 利用料等の受領</p> <p>(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにして</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。</p>	平25規則34第211条 第1項 準用(平11老企25第3・1・3(11)①) 平25規則34第211条 第2項 準用(平11老企25第3・1・3(11)②)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>いますか。</p> <p>(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、右に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができずが、その受領は適切に行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>① 利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。</p> <p>○ 福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能としますが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。</p> <p>① 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要となる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>平11老企25第3・11・3(1)②</p> <p>平25規則34第211条第3項</p> <p>平11老企25第3・11・3(1)③</p>
<p>(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第211条第4項</p>
<p>(5) あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第211条第5項</p>
<p>1 4 保険給付の請求のための証明書の交付</p>			
<p>(1) 法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第221条(準用第18条)</p>
<p>1 5 指定福祉用具貸与の基本取扱方針</p>			
<p>(1) 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第212条</p>
<p>(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		
<p>(3) 自ら提供するサービスの質の評価</p>	<p>はい・いいえ</p>		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>・該当なし</p>		
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要があります。なお、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせて差し支えありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとします。</p>	<p>平25規則34第213条第1号 平11老企25第3・11・3(3)①</p>
<p>(2) 特定福祉用具である福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>平25規則34第213条第2号 平11老企25第3・11・3(3)②</p>
<p>(3) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第213条第3号</p>
<p>(4) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。</p> <p>なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。</p> <p>○ 特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。</p> <p>（「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長）参照。）</p>	<p>平25規則34第213条第4号 平11老企25第3・11・3(3)③</p>
<p>(5) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。</p>	<p>平25規則34第213条第5号 平11老企25第3・11・3(3)④</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(6) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ ・該当なし	○ (6)及び(7)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第91条の2第2号 平11老企25第3の11・3(3)⑤
(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ (6)及び(7)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第91条の2第3号
(8) 居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	平25規則34第213条第6号 平11老企25第3・11・3(3)⑥
(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	平25規則34第213条第7号 平11老企25第3・11・3(3)⑦
1.7 福祉用具貸与計画の作成			
(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ○ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の種類、当該機種を選定した理由、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平25規則34第214条第1項 平11老企25第3・11・3(3)⑧
(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	平25規則34第214条第2項 平11老企25第3・11・3(3)⑧
(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条第3項
(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 なお、福祉用具貸与計画は、完結の日から2年間保存しなければなりません。	平25規則34第214条第4項 平11老企25第3・11・3(3)⑧

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとします。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条第5項
(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第214条第6項
(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>※ (5)から(7)までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものです。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行ってください。</p> <p>また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行ってください。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。</p> <p>なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。</p>	平25規則34第214条第7項 平11老企25第3・11・3(3)⑧
(8) 福祉用具専門相談員は、(1)から(4)までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。			平25規則34第214条第8項
<p>1 8 利用者に関する市町村への通知</p> <p>(1) 利用者が右のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。</p> <p>○ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平25規則34第221条（準用22条）
<p>1 9 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条（準用44条第1項）
(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条（準用44条第2項）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p>20 運営規程</p> <p>(1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑦ その他運営に関する重要事項</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>○ ②のうち、「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>○ ④の「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。</p> <p>○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>○ ⑥の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。</p> <p>○ ⑦の「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。</p> <p>○ 複数の福祉用具を貸与する場合、あらかじめ都道府県等に減額の規程を届け出ることによって、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能とされています。 この場合、④の「利用料」には、単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります（介護予防福祉用具貸与も同様）。</p> <p>複数の福祉用具を貸与する場合の運用について</p> <p>1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場です。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。</p> <p>2 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。 例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器</p> <p>3 減額する際の利用料の設定方法 既に届け出ている福祉用具の利用料（単品利用料）に加えて、減額の対象とする利用料（減額利用料）を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、本規程中の「福祉用具貸与の手続き」において1つ</p>	<p>平25規則34第215条</p> <p>準用（平11老企25第3・1・3(19)①）</p> <p>平11老企25第3・11・3(4)①</p> <p>準用（平11老企25第3・1・3(19)④）</p> <p>準用（平11老企25第3・1・3(19)⑤）</p> <p>平11老企25第3・11・3(4)②</p> <p>平27老振発第0327第3号</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>2.1 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>(2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。)</p> <p>(3) 適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。</p> <p>4 減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。</p> <p>5 減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。</p> <p>6 利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。</p> <p>7 居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有してください。</p> <p>8 その他留意事項 減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。</p> <p>○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>○ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意してください。</p> <p>○ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇</p>	<p>平25規則34第221条(準用第87条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3・6・3(5))</p> <p>平11老企25第3・11・3(10)②</p> <p>平25規則34第221条(準用第87条第4項)</p> <p>準用(平11老企25第3・6・3(5))</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>2 2 業務継続計画の策定等 (1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>用管理工講すべき指直等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>① ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>以上が規定されています。</p> <p>介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p> <p>加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。</p> <p>○ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。</p> <p>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。</p> <p>なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・</p>	<p>平24条例46第92条 （準用第8条の2第1項） 準用（平11老企25第3・2・3(7)）②</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。 なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>○ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具専門相談員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施してください。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>平24条例46第54条 （準用第8条の2第2項） 準用（平11老企25第3・2・3(7)）①</p> <p>準用（平11老企25第3・2・3(7)）③</p> <p>準用（平11老企25第3・2・3(7)）④</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例46第54条 (準用第8条の2第3項)
2 3 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等			
(1) 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。	平25規則34第216条第1項 平11老企25第3・11・3(6)①
(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、サービスの目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められているため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものです。	平25規則34第216条第2項 平11老企25第3・11・3(6)②
2 4 福祉用具の取扱種目			
(1) 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第217条
2 5 衛生管理等			
(1) 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第218条第1項
(2) 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。	平25規則34第218条第2項 平11老企25第3・11・3(7)①
(3) (2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者（以下「受託者等」という。）に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 イ 当該委託等の範囲 ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ 受託者等の従業員により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該事業者が定期的に確認する旨 ニ 当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 ホ 当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう(2)の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	平25規則34第218条第3項 平11老企25第3・11・3(7)②～⑤

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(4) (3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 当該福祉用具貸与事業者は、ハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければなりません。 なお、当該記録は2年間保存しなければなりません。 ○ 二の指示は、文書により行わなければなりません。	平25規則34第218条第4項
(5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第218条第5項
(6) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次の取扱いとします。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	平24条例46第91条の2 平11老企25第3・11・3(7)⑥（準用平11老企25第3・2・3(8)②）
一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要があります。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	
二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	
三 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等				
<p>2 6 掲示等</p> <p>(1) 事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下「重要事項という。」）を掲示していますか。</p> <p>(2) 重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをも関係者に自由に閲覧させていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>○ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> <p>○ 重要事項を記載した書面を関係者が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、(1)の掲示に代えることができるものです。</p>	<p>平25規則34第219条第1項</p> <p>平25規則34第219条第2項</p>				
<p>【※令和7年4月1日より適用】</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第219条第3項</p>				
<p>(4) 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平25規則34第219条第4項</p>				
<p>2 7 秘密保持等</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>(4) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成17年4月1日閣議決定）」に基づき、個人情報の保護に関する取組を実施していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> <p>○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p> <p>⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="770 2045 1286 2128"> <tr> <td data-bbox="770 2045 914 2078">規定の整備</td> <td data-bbox="914 2045 1286 2078"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 2078 914 2128">規定の名称：</td> <td data-bbox="914 2078 1286 2128"></td> </tr> </table>	規定の整備		規定の名称：		<p>平24条例46第92条（準用9条第1項）</p> <p>平24条例46第92条（準用9条第2項） 準用（平11老企25第3・1・3(25)②）</p> <p>平24条例46第92条（準用9条第3項） 準用（平11老企25第3・1・3(25)③）</p> <p>個人情報の保護に関する法律 医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイド</p>
規定の整備							
規定の名称：							

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等						
<p>適切な取扱いのためのガイドンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイドンス」）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p>		<table border="1" data-bbox="772 226 1286 521"> <tr> <td data-bbox="772 226 916 331">安全管理措置</td> <td data-bbox="916 226 1286 331"> <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td data-bbox="772 331 916 436">第三者提供に係る記録の方法</td> <td data-bbox="916 331 1286 436"> <input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td data-bbox="772 436 916 521">苦情対応窓口の有無</td> <td data-bbox="916 436 1286 521"> <input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無 </td> </tr> </table> <p>○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。）</p> <p>② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること</p> <p>③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイドンスⅢ 4（2）」を参照）</p> <p>④ 第三者に個人データの提供の場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年）</p> <p>⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること</p> <p>⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。</p> <p>○ 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・ 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報 ・ 要配慮個人情報 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 <p>○ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	安全管理措置	<input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()	苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無	<p>ンス</p>
安全管理措置	<input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()								
第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()								
苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無								

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
28 広告 (1) 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第30条)
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第31条)
30 苦情処理 (1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する	平25規則34第221条 (準用第32条第1項) 準用 (平11老企25第3・1・3(28)①)
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。	平25規則34第221条 (準用第32条第2項) 準用 (平11老企25第3・1・3(28)②)
(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第3項)
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第4項)
(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第5項)
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第221条 (準用第32条第6項)
31 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老	平25規則34第221条 (準用第33条第1項) 準用 (平11老企25第3・1・3(29)①)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>入クラブ、婦人会その他の非営利団体や住氏の協力を得て行う事業が含まれます。</p> <p>○ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する福祉用具貸与事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に福祉用具貸与を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>	<p>平25規則34第221条 (準用第33条第2項) 準用(平11老企25第3・1・3(29)②)</p>
3 2 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p>	<p>平24条例46第92条 (準用第10条第1項) 準用(平11老企25第3・1・3(30)①)</p>
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	<p>平24条例46第92条 (準用第10条第2項)</p>
(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>	<p>平24条例46第92条 (準用第10条第3項) 準用(平11老企25第3・1・3(30)②)</p>
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		<p>準用(平11老企25第3・1・3(30)③)</p>
(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性及び対応策について、ベッドの貸与もしくはモニタリングの際に利用者に説明していますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 介護ベッドに設置した手すり(サイドレール)と手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新JIS製品かどうか確認してください。新JIS製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すき間を埋める対応品を使用する。 ・ クッション材や毛布などですき間を埋める。 ・ サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う。 ・ 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。等 	<p>平成24年11月2日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健局振興課ほか緊急依頼 平成24年11月2日消費者庁報道発表資料</p>
3 3 虐待の防止 (1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 	<p>高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条</p>
(2) 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		<p>高齢者虐待防止法第20条</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>してありますか。</p> <p>(3) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・ 虐待等の早期発見 事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるように、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望まれます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。</p>	<p>平24条例46第92条 (準用第10条の2)</p> <p>準用（平11老企25 第3・1・3(31)）</p>
<p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まれます。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
二 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>○ 虐待の防止のための指針 事業所が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	
三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 虐待の防止のための従業員に対する研修 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該福祉用具貸与事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該福祉用具貸与事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	
四 一から三までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<p>○ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <p>福祉用具貸与事業所における虐待を防止するための体制として、一から三までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましいです。</p> <p>なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p>	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>3 4 会計の区分</p> <p>(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>○ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）</p> <p>② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）</p> <p>③ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日 老高発第0329第1号）</p>	<p>平25規則34第221条（準用第34条） 準用（平11老企25第3・1・3(32)）</p>
<p>3 5 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>① 福祉用具貸与計画</p> <p>② 条例第91条の2第2号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>② 条例第92条において準用する条例第10条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>③ 規則第218条第4項の規定による結果等の記録</p> <p>④ 規則第221条において準用する第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>⑤ 規則第221条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>⑥ 規則第221条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>平25規則34第220条第1項</p>
<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する右の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。</p>	<p>平25規則34第220条第2項 平11老企25第3・11・3(9)</p>
<p>3 6 電磁的記録等</p> <p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 事業者等の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p>	<p>平25規則34第232条第1項 平11老企25第5・1</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>(2) 指定居宅サービス事業者の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>○ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>平25規則34第232条第2項 平11老企25第5・1</p>
<p>第2-1 基本方針（介護予防福祉用具貸与）</p>			
<p>1 基本方針 (1) 介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平24条例47第80条の2</p>
<p>第2-2 人員に関する基準（介護予防福祉用具貸与）</p>			
<p>1 人員基準 (1) 介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、この事</p>			<p>平24条例47第81条第2項</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>いる場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>			
<p>第2-3 設備に関する基準（介護予防福祉用具貸与）</p>			
<p>1 設備基準 (1) 介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>			<p>平25規則35第199条第3項</p>
<p>第2-4 運営に関する基準（介護予防福祉用具貸与）</p>			
<p>1 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 (1) 利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 (2) 介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 2 介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 (2) 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 (3) サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識していますか。 (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p> <p>○ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	<p>平25規則35第207条（準用第26条）</p> <p>平24条例47第83条の2第1項 平11老企25第4・3・9(1)①</p> <p>平24条例47第83条の2第2項</p> <p>平24条例47第83条の2第3項</p> <p>平24条例47第83条の2第4項 平11老企25第4・3・9(1)②</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>3 介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。</p> <p>(2) サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p>(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>(4) 福祉用具であって法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。</p> <p>(5) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。</p> <p>(6) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。</p> <p>また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援事業所の担当職員支援事業所の担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の場合にあっては、介護支援専門員。以下同じ。）、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。</p> <p>なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>○ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。</p> <p>自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。</p>	<p>平25規則35第209条第1号</p> <p>平25規則35第209条第2号</p> <p>平25規則35第209条第3号</p> <p>平25規則35第209条第4号 平11老企25第4・3・9(2)②</p> <p>平25規則35第209条第5号</p> <p>平25規則35第209条第6号 平11老企25第4・3・9(2)③</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(7) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	平25規則35第209条第7号 平11老企25第4・3・9(2)④
(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条の3第1号
(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第83条の3第2号
(10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	平25規則35第209条第8号 平11老企25第4・3・9(2)⑤
4 介護予防福祉用具貸与計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 ○ 介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下④において「モニタリング」という。）を行う時期等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平25規則35第210条第1項 平11老企25第4・3・9(3)①
(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	平25規則35第210条第2項 平11老企25第4・3・9(3)②
(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第210条第3項
(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、完結の日から2年間保存しなければなりません。	平25規則35第210条第4項 平11老企25第4・3・9(3)③

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>(5) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。この場合において、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。</p> <p>(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p>(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。</p> <p>(8) 福祉用具専門相談員は、(1)から(4)までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。</p> <p>5 その他運営基準は、福祉用具貸与事業の運営基準と同様です。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ (5)から(7)までは、福祉用具専門相談員に対して、介護予防福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、介護予防サービスの提供状況等について記録し、その記録を指定介護予防支援事業者に報告することを義務づけるものです。当該報告は、介護予防支援事業者において、介護予防福祉用具貸与が介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該介護予防福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。</p> <p>また、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行ってください。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。</p>	<p>平25規則35第210条第5項 平11老企25第4・3・9(3)④</p> <p>平25規則35第210条第6項</p> <p>平25規則35第210条第7項</p> <p>平25規則35第210条第8項</p>
第3 変更の届出等			
<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業所の名称及び所在地その他右記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該福祉用具貸与の指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 福祉用具の保管及び消毒の方法（他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）</p> <p>⑦ 運営規程</p> <p>⑧ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>○ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等				
第4 その他							
<p>1 介護サービス情報の公表</p> <p>(1) 指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>2 業務管理体制の整備</p> <p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。</p> <p>○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="826 519 1286 629"> <tr> <td data-bbox="826 519 1054 577">届出年月日</td> <td data-bbox="1054 519 1286 577"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 577 1054 629">届出先</td> <td data-bbox="1054 577 1286 629"></td> </tr> </table> <p>(届出先)</p> <p>① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 →厚生労働大臣</p> <p>② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者 →主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者 →都道府県知事</p> <p>④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者 →指定都市の長</p> <p>⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者 →川越市長（市福祉部介護保険課）</p> <p>○ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>○ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数20未満 ・整備届出事項→法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項 →名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</p> <p>イ 事業所数20以上100未満 ・整備届出事項→法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項 →名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</p> <p>ウ 事業所数100以上 ・整備届出事項 →法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項 →名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</p>	届出年月日		届出先		<p>法第115条の35第1項 施行規則第140条の44</p> <p>川越市介護保険規則第47条</p> <p>(法第115条の32第1項、第2項)</p>
届出年月日							
届出先							
<p>(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	<input type="radio"/> ①から⑥のうち、行っている具体的な取組（例）に○をするとともに、⑥については、その内容を記入してください。 <input type="checkbox"/> ① 介護報酬の請求等のチェックを実施 <input type="checkbox"/> ② 内部通報、事故報告に対応している <input type="checkbox"/> ③ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 <input type="checkbox"/> ④ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修 <input type="checkbox"/> ⑤ 法令遵守規程を整備している <input type="checkbox"/> ⑥ その他（ ）	
(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第5 介護給付費の算定及び取扱い			
<p>1 福祉用具貸与費の算定</p> <p>(1) 福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。</p> <p>ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しません。</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>【厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準】</p> <p>福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。</p> <p>○ 平30厚労告80（参考）全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html</p>	平12厚告19別表11 平30厚老告80
<p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>【経過措置】 令和9年3月31日までは適用しない</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2（指定居宅サービス等基準第39条の2において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>	平12厚告19別表11の注1 平27厚労告95・44の4 平12老企36第2・9(1) (2)(10)参照
<p>3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>【経過措置】 令和7年3月31日までは適用しない</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の2第1項（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。</p>	平12厚告19別表11の注2 平27厚労告95・44の5 平12老企36第2・9(2) (2)(11)参照
<p>4 搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとしていますか。</p>	はい・いいえ ・該当なし		平12厚告19別表11の注3
<p>5 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費</p> <p>(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、使用が想定しにくい右の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。</p>	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	平12厚告19別表11注6 平12老企36第2・9(4)

(2) 要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。

はい・いいえ
・該当なし

○ 厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下において同じ）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。

- ① 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。
- ② ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断することとなる。
なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

③ ①にかかわらず、次のア～ウまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

ア 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF）

イ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）

ウ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでもア～ウの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ア～ウの状態であると判断される場合もありうる。

○ 基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。

① 当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という）の内容が確認できる文書入手することによること。

② 当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がい

平12厚告19別表11
注4
平成27厚労告94第
31号
平12老企36第2・
9(4)

平12老企36第2・
9(4)

<p>6 福祉用具貸与のサービス種類相互の算定関係 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）もしくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>ない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。</p>	<p>平12厚告19別表11注7</p>
<p>7 介護予防福祉用具貸与費の算定 介護予防福祉用具貸与費の算定については、前述「第5 介護給付費の算定及び取扱い」の1～5を参照してください。</p>			<p>平18厚労告127別表11</p>
<p>8 介護予防福祉用具貸与のサービス種類相互の算定関係 介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期認知症対応型利用共同生活介護費を算定する場合を除く）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>		<p>平18厚労告127別表11注7</p>